

平成17年10月14日

郵政民営化関連法の成立について

社団法人 第二地方銀行協会
会長 鏡 味 徳 房

当業界では、長年にわたり、現行の郵便貯金事業が抱える「見えない国民負担」や「公正な市場競争の阻害」等の様々な問題点を指摘し、その抜本的な見直しが必要である旨を主張してまいりましたが、本日、郵政民営化関連法が成立したことは、こうした問題の解決に向けた前進であると考えられます。

他方、民営化を進めるに当たっては、巨大な郵便貯金を民間金融システムに円滑に統合していくことが重要であります。そのためには、公正な競争条件の確保が必要であります。公正な競争条件が確保されないまま、経営の自由度が先行して拡大されることになると、官業の一層の肥大化を招くこととなりますので、「暗黙の政府保証」が残る間は、業務範囲の拡大は認められるべきではありません。とりわけ、官の関与が残る巨大な郵便貯金が貸出業務に参入することになれば、地域金融に混乱を招き、地域経済に甚大な影響を及ぼす懸念があります。

したがって、新規業務の取り扱いについては、官の関与の下で郵便貯金が一層肥大化することのないよう、十分慎重に対応することが必要であります。そのためにも、民営化の推進・監視機能を担う「郵政民営化委員会」の役割が極めて重要であると認識しておりますので、同委員会においては、地域金融機関の意見にも十分配慮しつつ、適正な競争関係の確立に努めていただくよう要望いたします。

以 上